

# 建築確認申請のご案内

(令和5(2023)年10月2日 現在)

## 栃木県大田原土木事務所 建築指導担当

〒324-8765 大田原市本町2-2828-4 那須庁舎3階  
TEL 0287(23)6615 FAX (23) 8490

この案内は、大田原土木事務所管内（矢板市、さくら市、塩谷町、那須町）において建築確認申請をする場合の基本的な事項を記載してありますので、確認申請の参考にして下さい。

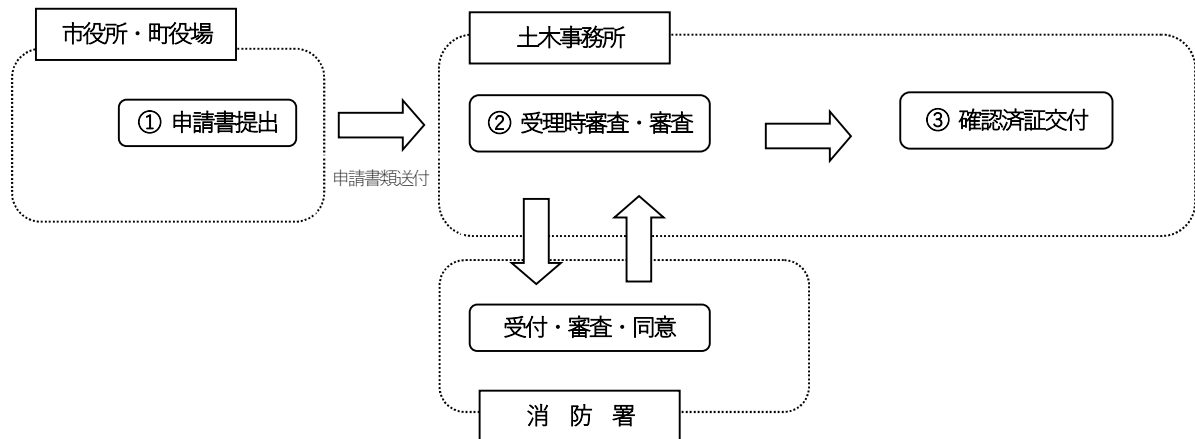
なお大田原市及び那須塩原市は各市にお問い合わせください（特定行政庁である各市で建築確認申請に関する業務を行っております）

## 1. 建築確認申請について

### (1) 建築確認申請手続きの流れ

大田原土木事務所へ確認申請する場合の流れは、概ね図に示すとおりです。

なお、住宅については一部のものを除き確認に際して消防長の同意を要しないので、その場合は図のうち「消防署」の部分が省略されます（法93条参照）。



### 【建築確認申請手続きの流れに関する説明】

図中の表示	説明
①申請書提出	確認申請書は所管の市町窓口へ提出して下さい。 市町にて審査に必要な都市計画等の制限事項等が記載された調書が添付され、そのまま土木事務所に申請書類が送付されます。原則、手数料（栃木県収入証紙）を貼付して申請してください。（受理時審査完了後に貼付することも可能です。）
②受理時審査・審査	土木事務所では受理時審査及び審査を行います。修正等の連絡は代理者に行います。 消防同意が必要な建築物は消防署との申請書類の往復があります。構造計算適合性判定、建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する物件は、別途手続きが必要です。
③確認済証交付	審査終了後に確認済証を交付します。

## (2) 建築確認申請書等提出窓口

建築確認申請書等は、次の市町窓口<sup>①</sup>に直接提出してください。

市町	提出窓口	確認申請	許可申請	道路位置指定
矢板市	都市整備課 計画担当 TEL：0287-43-6213	建築確認申請書		
さくら市	都市整備課 建築係 TEL：028-681-1120	正：1部 副：1部（消防同意を要する場合は2部）	正：1部 副：2部	正：1部 副：3部
塩谷町	建設水道課 建設担当 TEL：0287-45-1114	建築計画概要書：1部 建築工事届：1部		
那須町	建設課 都市計画係 TEL：0287-72-6907			正：1部 副：2部

- 各種様式は栃木県建築課のホームページからダウンロードしてご利用ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/town/jyuutaku/kenchiku/1287464255776.html>

- 栃木県では下記に該当する場合は関係書類の添付が必要です。
  - イ. 作業場・工場等の場合：工場調書
  - ロ. 浄化槽を設置する場合：浄化槽仕様書
- 浄化槽仕様書は下記図書を添付の上4部（正・副・市町・保健所）作成し提出してください。
  - イ. 浄化槽仕様書（別記様式第2号の2 県建築基準法施行細則第13条関係）
  - ロ. 付近見取り図、配置図（浄化槽の配置及び配管経路を記載した配置図）及び建築物の平面図  
なお口について土木事務所提出分は確認申請図書と併用できるので省略できます。
  - ハ. 浄化槽の見取図（工場生産型の場合、大臣認定書及び認定シート）

## (3) 所管消防署

各市町の所管消防署は次のとおりです。

矢板市、さくら市、塩谷町	塩谷広域行政組合消防本部 予防課	TEL：0287-40-1129
那須町	那須地区消防組合消防本部 予防課	TEL：0287-28-5103

## (4) 確認申請等の手数料について

確認申請等に係る手数料は、栃木県建築課のホームページにてご確認ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/town/jyuutaku/kenchiku/1268810848479.html>

## (5) 検査等の日程について

各種検査及び調査は、概ね下記の午後に基本に実施しています。そのため午後は職員が少数になることがございますので、申請書の訂正・問合せはなるべく午前中にお願ひします。

矢板市、さくら市、塩谷町	毎週 火曜日	※祝祭日や業務の都合上変更となる場合もあります
那須町	毎週 木曜日	

検査スケジュールは前日の午後組みますので、検査時刻のお問い合わせは前日の夕方にお願ひします。

## 2. 建築基準法に係る用途地域等の主な規制内容について

当土木事務所管内における主な規制内容は別紙「建築形態制限等一覧」の通りです。

なお、都市計画法に基づく規制（用途地域、建ぺい率、容積率、地区計画など）については、各市町の窓口にお願ひ合わせください。

### (1) 法第22条指定区域

本県では都市計画区域内全域を法22条地域に指定しております。

### (2) 道路（法第42条・法第43条）について

都市計画区域内において、建築物の敷地は建築基準法第42条の道路に接しなければなりません。

国道、県道、市町道はそれぞれの道路管理者に、開発行為による道路は県都市計画課にお問合せください。

それ以外の既存道路・位置指定道路は当土木事務所建築指導担当備え付けの住居地図にてご確認ください。

（位置指定道路申請資料は事務所で閲覧できます。また一部の位置指定道路の指定道路調書はホームページで閲覧することができます。栃木県建築課ホームページからご確認ください）

なお本県には、法第42条第1項に基づく6m以上の道路幅員を要する区域、及び法第42条第3項に基づく指定をした道路はありません。

### (3) 第1種低層住居専用地域における外壁の後退（法第54条）について

第1種低層住居専用地域には壁面後退の制限がある区域があります。詳細については各市町窓口にてご確認ください。

## 3. その他の建築基準法関係法関連の手続きについて

確認申請に伴う各種の届出等の手続きの概要を以下に示します。

それぞれの届け出等に必要の様式は、栃木県建築課ホームページからダウンロードしてご利用ください。

[栃木県／建築基準法・関係法令様式集 \(tochigi.lg.jp\)](http://tochigi.lg.jp)

#### (1) 建築主等（工事監理者、工事施工者）変更（設定）届

確認済証が交付された後に建築主等を変更したい場合や未設定であった工事監理者等を届出の場合は提出してください。届出者は建築主（建築主を変更する場合は、元の建築主）です。届出内容と関係のない欄は空欄で大丈夫です。

#### (2) 工事取りやめ届

確認済証が交付された後に工事を取りやめた場合は提出してください。

届出者は建築主です。なお工事の状況等によっては受理できない場合があります。

#### (3) 取り下げ届

確認申請等の各種申請をした後にその申請を取り下げたい場合は提出してください。届出者は建築主です。工事に着手しているなど受理できない場合があります。

## 4 その他関係機関問い合わせ先

当土木事務所にて特にお問い合わせの多い窓口のご案内です。

問合せ内容	所管部署	住所・連絡先
都市計画法に関すること (開発行為等)	栃木県県土整備部 都市計画課 開発指導担当	宇都宮市埜田1-1-20 県本庁舎14階 TEL 028-623-2466, 2467
自然公園法に関すること	環境省 日光国立公園 那須管理官事務所	那須町大字湯本207-2 那須高原ビジターセンター2階 TEL 0287-76-7512
旅館業法に関すること	県北健康福祉センター 生活衛生課	大田原市本町2-2828-4 那須庁舎2階 TEL 0287-23-2364

(別紙) 建築形態制限等一覧

用途地域		第1種 第2種 低層住居	田園 住居 地域	第1種 第2種 中高層住居	第1種 住居	第2種 住居	準 住 居	商 業	近隣 商業	準工業	工 業	工 業 専 用	無指定 (白地)
規制内容		都市計画決定内容を確認してください。											
指定容積率/建ぺい率		200/60											
影 規 制	法別表第4 (に)	(一)	(二)	(二)		(二)		(三)					
	5mを超え 10m以内の範囲	3時間以上	4時間 以上	5時間以上		5時間以上		5時間以上					
	10mを超える 範囲	2時間以上	2.5時間 以上	3時間以上		3時間以上		3時間以上					
	測定水平面 平均地盤面からの高さ	1.5m	4m	4m		4m		4m					
	規制を受ける 建築物	軒の高さ7m超 または 地上3階以上	高さ10m 超	高さ10m超		高さ10m超		高さ10m超					
斜 線 制 限	道路斜線*	水平距離 20m 乗じる数値 1.25						水平距離 20m 乗じる数値 1.5			水平距離 20m 乗じる数値 1.5		
	隣地斜線		20m+1.25				31m+2.5			20m+1.25			
	北側斜線	5m+1.25											
絶対高さ制限		都市計画決定内容を確認してください。											
前面道路幅員による 容積率		W×4/10						W×6/10			W×6/10		
22条区域		指定あり (防火・準防火地域を除く都市計画区域)											

※ 都市計画決定内容は各市町にお問い合わせください。

※ このほか、自然公園法や地区計画などにより別途規制がかかることがありますので、関係機関にお問い合わせください。

風速 V <sub>0</sub>	30m/s	平成12年5月31日建設省告示第1454号
地表面相度区分	Ⅲ	平成12年5月31日建設省告示第1454号
垂直積雪量	那須町のうち大字湯本の区域 70cm その他の市町及び区域 40cm	県建築基準法施行細則第21条の2
凍結深度	規定なし	(近隣の状況等を調査して判断してください)
省エネ地域区分	塩谷町 那須町 4 矢板市 さくら市 5	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出 方法等に係る事項の一部を改正する告示(R1 国土交通省告示 第783号)